

## 東海村建設工事等における暴力団等の排除に関する要綱

〔平成20年3月31日〕  
告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事等の適正な執行の確保に資するため、建設工事等から暴力団等の介入を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び設計、測量、調査その他建設工事に関連する業務で、村が発注するものをいう。
- (2) 有資格業者 東海村建設工事等入札参加資格選定規程（平成3年東海村規程第1号）第13条の名簿に登載されている者をいう。
- (3) 役員等 有資格業者が法人である場合は当該法人の役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人事業主である場合は当該個人、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団に協力する等暴力団と関与する者その他暴力団の関係者であるとして警察から通報のあった者をいう。
- (5) 不当介入 建設工事等の契約の相手方（以下「請負者」という。）に対し、合理的な理由がないにもかかわらず、暴行し、脅迫し、若しくは威圧する言動その他不当な手段により違法若しくは不適正な要求をすること又は建設工事等の進捗の障害となる行為をすることをいう。

(指名除外等)

第3条 村長は、有資格業者が別表左欄に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、東海村建設工事等暴力団等排除対策会議（以下「対策会議」という。）の審議を経て、同欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる期間（以下「指名除外期間」という。）、当該有資格業者を指名から除外するものとする。この場合において、当該有資格業者が現に指名されているときは、当該指名を取り消すものとする。

2 村長は、前項の規定により指名を除外し、又は取り消したときは、速やかに、指名の除外の場合にあっては指名除外通知書（様式第1号）により、指名の取消しの場合にあっては指名取消通知書（様式第2号）により、当該有資格業者に通知しなければならない。

(指名除外期間の特例)

第4条 村長は、有資格業者が2以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件に係る指名除外期間が最も長いものを基準として、当該有資格業者を指名から除外するものとする。

2 村長は、指名除外の措置を受けた有資格業者が、指名除外期間満了後3年以内に再度措置要件に該当することとなったときは、当該措置要件に係る指名除外期間の2倍に当たる期間、当該有資格業者を指名から除外するものとする。

(指名除外の解除)

第5条 村長は、指名除外の措置を受けた有資格業者について、当該措置要件が改善されたと認めるときは、対策会議の審議を経て、指名除外の措置を解除するものとする。

2 村長は、前項の規定により指名除外の措置を解除したときは、速やかに、指名除外解除通知書（様式第3号）により、当該有資格業者に通知しなければならない。

(指名除外の取消し)

第6条 村長は、指名除外の措置を受けた有資格業者について、指名除外の措置を取り消すことが適当であると認めるときは、対策会議の審議を経て、指名除外の措置を取り消すものとする。

2 村長は、前項の規定により指名除外の措置を取り消したときは、速やかに、指名除外取消通知書（様式第4号）により、当該有資格業者に通知しなければならない。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 村長は、指名除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（建設工事等の受託等の制限）

第8条 指名除外の措置を受けた有資格業者は、指名除外期間中、建設工事等を受託し、又は下請けすることができない。

（資材購入等の排除）

第9条 請負者は、建設工事等の契約を履行するに当たり、暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等から資材、原材料等を購入し、産業廃棄物処理施設として使用し、又は下請契約を締結してはならない。

（不当介入の際の措置）

第10条 請負者は、暴力団等から不当介入を受けたときは、毅然としてこれを拒否するとともに、直ちに警察に被害届を提出の上、村長に報告する等の措置を講じなければならない。

2 村長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該請負者に対し、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

（出資法人等への協力要請）

第11条 村長は、第3条第1項の規定により指名除外の措置を講じたときは、村が出資し、又は出えんしている法人等（以下「出資法人等」という。）に対し、指名除外要請書（様式第5号）により、同様の措置を講じるよう要請するものとする。

2 村長は、第5条第1項の規定により指名除外の措置を解除したときは、指名除外解除通知書（様式第6号）により、出資法人等に通知するものとする。

（対策会議の設置）

第12条 第3条、第5条及び第6条の規定による指名の除外等について審議するとともに、建設工事等から暴力団等を排除するために必要な情報の交換を行うため、対策会議を設置する。

(対策会議の組織等)

第13条 対策会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副村長
- (2) 総務部長
- (3) 企画政策部長
- (4) 福祉部長
- (5) 経済環境部長
- (6) 建設水道部長
- (7) 教育次長
- (8) 会計管理者

2 対策会議に委員長を置き、副村長をもってこれに充てる。

3 委員長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(対策会議の会議等)

第14条 対策会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 対策会議は、必要があると認めるときは、警察その他関係機関の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(情報の入手及び事案の確認)

第15条 対策会議は、警察と密接な連携のもとに運営するものとする。

2 対策会議は、警察以外の関係機関から暴力団等に関する情報の提供を受けたときは、当該情報について警察に確認を求めるものとする。

(審議結果の報告)

第16条 委員長は、有資格業者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるとき又は指名除外の措置を受けた有資格業者について当該措置要件が改善され、若しくは指名除外の措置を取り消すことが適当であると認めるときは、審議結果報告書（様式第7号）により、村長に報告するものとする。

（秘密の保持）

第17条 対策会議の委員及び関係職員は、対策会議に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務等）

第18条 対策会議の庶務は、企画政策部財務課において処理する。

2 対策会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 有資格業者の役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月以上。ただし、期間満了時において、当該措置要件が改善されていない場合は、当該措置要件が改善されるまで期間を延長する。</p>
<p>2 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために、暴力団等を利用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から9か月以上</p>
<p>3 いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上</p>
<p>4 有資格業者の役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上。ただし、期間満了時において、当該措置要件が改善されていない場合は、当該措置要件が改善されるまで期間を延長する。</p>
<p>5 暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等から原材料等を購入し、産業廃棄物処理施設として利用し、又は下請契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上</p>
<p>6 暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への届出、発注者への報告義務を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上</p>